

(仮称) 大田区災害復興ビジョン (素案)

令和7年12月

区長巻頭言（調整中）

目 次

第1章 はじめに	<hr/> 1
1 大田区災害復興ビジョンとは	1
2 本ビジョン策定の背景	1
3 本ビジョンの役割	1
4 本ビジョンの位置づけ	2
5 想定される主な災害	3
 第2章 現状と課題	<hr/> 7
1 大田区の概況	7
2 区民の意識等	10
3 復興まちづくりの課題	12
コラム 生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動	13
コラム 被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスの支援	14
 第3章 基本理念	<hr/> 15
1 復興の理念	15
2 復興の基本目標	15
 第4章 基本的な考え方	<hr/> 16
 第5章 分野別方針	<hr/> 17
1 都市復興	17
2 住宅復興	18
3 生活復興	18
4 産業復興	19

第1章 はじめに

1 大田区災害復興ビジョンとは

大田区災害復興ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）は、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合における、区の都市機能の維持と区民生活の早期復興を目指し、平時から復興の基本的な考え方や進め方を定めるものです。本ビジョンは、発災後の住民生活や市街地形成のあるべき姿、及びその実現に至る区の基本の方針を示します。

2 本ビジョン策定の背景

近年、災害の激甚化が進み、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。このような状況下では、発災後に初めて復興を考えるのではなく、平時から復興の基本的な考え方やプロセスを検討し、準備を進めておくことが重要です。

また、発災後の混乱の中で限られた資源と時間で復興方針及び復興計画を策定することは極めて困難です。そのため、事前に復興の方向性を定めた本ビジョンを策定し、発災後の迅速かつ効果的な復興につなげる必要があります。

3 本ビジョンの役割

(1) 発災後の復興方針・復興計画の早期策定

平時から復興に向けた基本的な考え方やプロセスを区民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、「復興方針」、「復興計画」等の早期策定につなげます。

(2) 総合的な防災対策の推進

防災・減災対策から発災時の災害対策、復旧対策、復興対策まで、全てのステージにおいて連続性を持った総合的な取り組みの基礎となります。

(3) 「被災を繰り返さない都市づくり」の指針

単なる復旧^{*}ではなく、都市全体の防災性向上や良好な市街地形成を目指す復興^{*}の方向性を示す指針となります。

※ 復旧とは、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興は、特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行うものです。

4 本ビジョンの位置づけ

(1) 大田区基本構想との位置づけ

大田区基本構想に掲げる基本理念と、将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」は、発災後も変わることのない基本的な考え方です。本ビジョンは、これらを尊重し、基本構想との整合性を保ちながら、災害からの復興に向けた具体的な方針を示すものとして策定します。

(2) 防災関連計画における位置づけ

本ビジョンは、既存の「大田区国土強靭化地域計画」、「大田区地域防災計画」と合わせて三位一体の防災関連計画として位置づけます。これにより、平時の防災・減災対策、災害発生時の応急対策、そして復興に至るまでの一貫した方針を示すことが可能となります。

(3) 復興プロセスにおける役割

本ビジョンは、発災後の混乱時においては、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施する必要があるため、復興の方向性や考え方を事前に定め、発災後に策定される復興方針及び復興計画の基礎となるものです。

(4) 計画間の連携

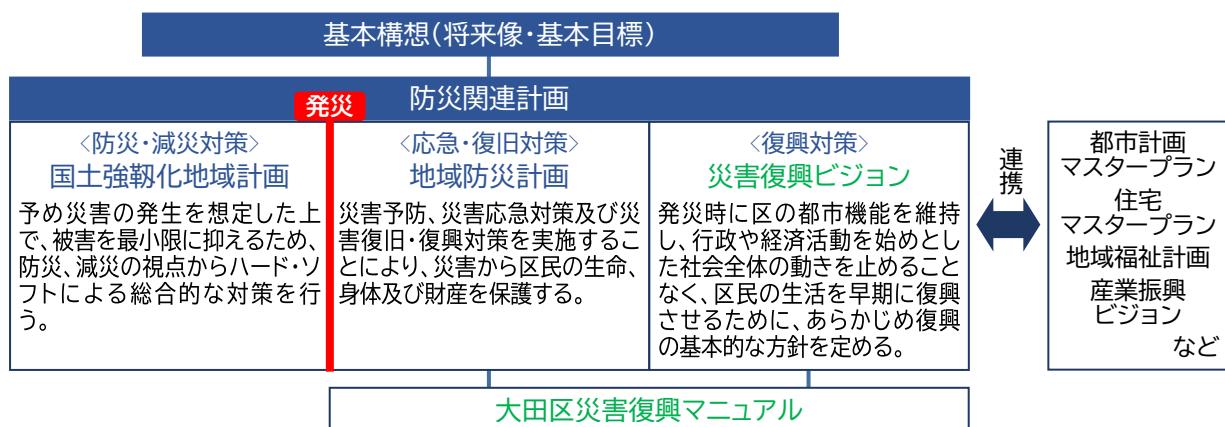
本ビジョンは、総合計画の下位に位置する分野別計画の一つとして、都市計画マスター・プラン等の分野別計画とも連携を図り、総合的な視点から復興の方向性を示します。

(5) 柔軟性と見直し

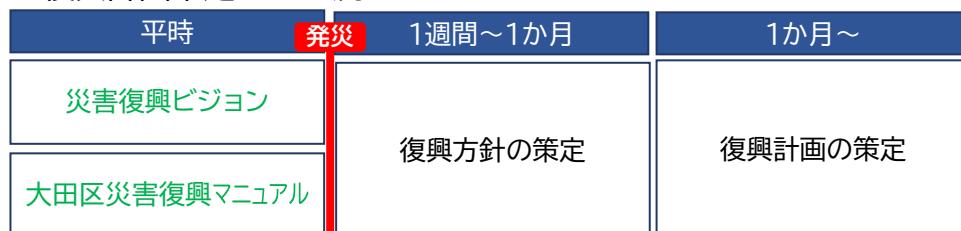
本ビジョンは、社会情勢の変化や新たな知見を反映できるよう、定期的な見直しと更新を行います。これにより、常に最新の状況に対応した復興の指針を維持します。

◆本ビジョンの位置づけ

<総合計画・防災関連計画との位置づけ>



<復興計画策定までの流れ>



5 想定される主な災害

本ビジョンは地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害により重大な被害を受けた場合を想定します。区の復興並びに区民生活の早期再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると認める状況において、本ビジョンは復興に向けた基本理念と目標に基づき、その対応の基礎となるものとします。

特に大規模な被害が想定される「地震」と「風水害」について、以下の被害想定を代表的に示します。

◆都心南部直下地震における大田区の被害想定

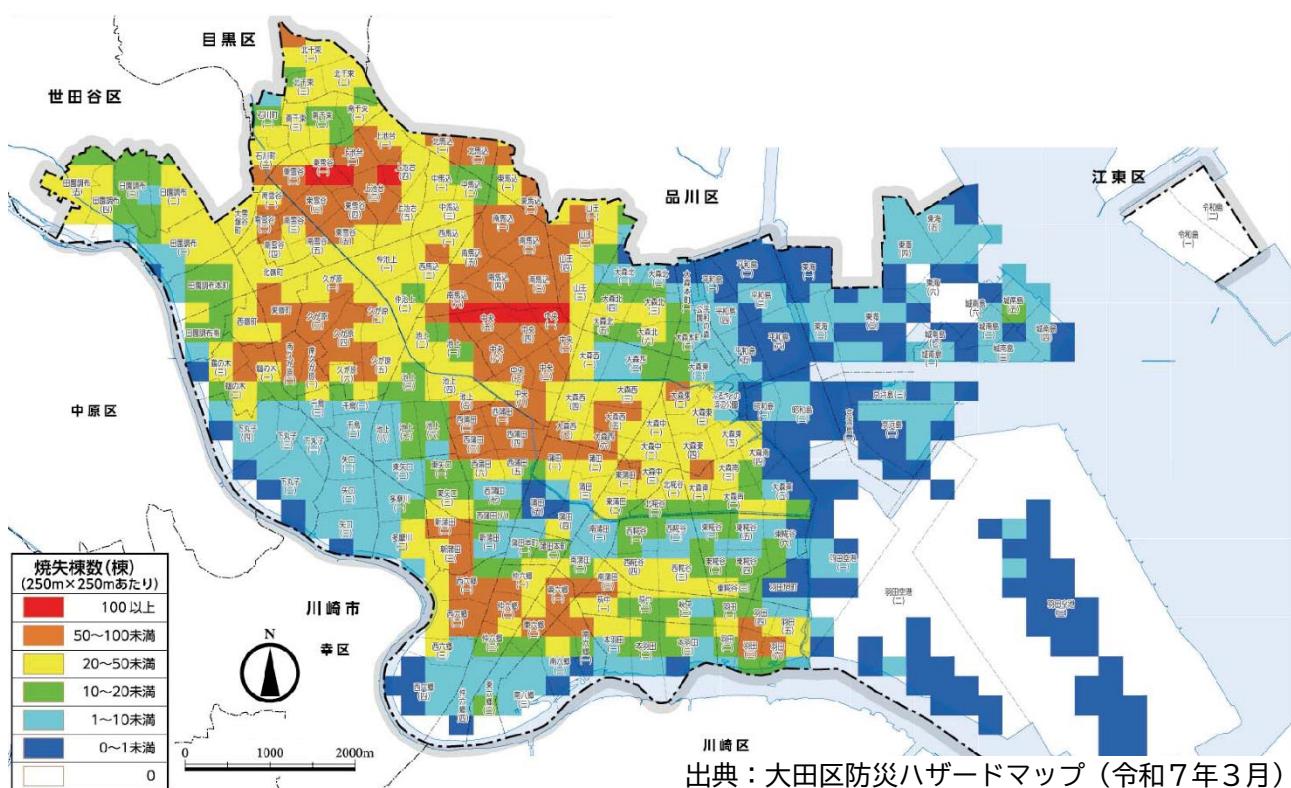
【設定条件】(地震規模) マグニチュード 7.3、(発生時期) 冬の夕方 18 時、
(自然条件) 風速 8 m／秒

想定する地震		都心南部直下地震
予想震度		震度 6 強 (一部地域で震度 7、震度 6 弱)
建物被害	火災	18, 844 棟
	揺れ及び液状化	8, 538 棟
人的被害	死者	726 人
	負傷者	7, 815 人
避難所生活者 ^{※1}		208, 667 人
帰宅困難者 ^{※2}		57, 136 人
津波高 ^{※3}		2. 25 m

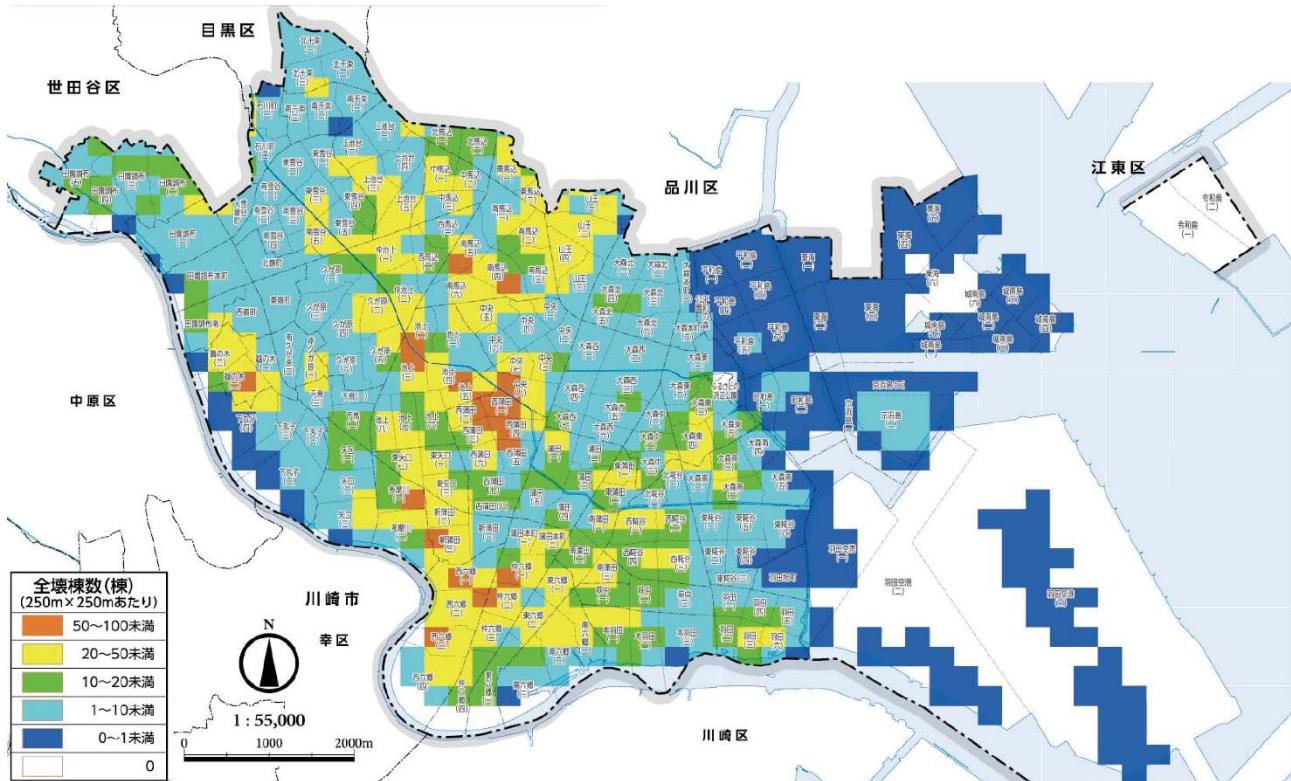
※1 避難所生活者の数値はピーク時のものです。
※2 帰宅困難者は蒲田駅周辺の人数です。
※3 都心南部直下地震では津波の想定はありません。津波高は南海トラフ巨大地震の想定値です。
(大田区沿岸の防潮堤は高さ 4.6 メートル、多摩川の堤防は高さ 6 から 8 メートルあります。)

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都）

◆大田区防災ハザードマップ（都心南部直下地震における焼失建物棟数の分布）



◆大田区防災ハザードマップ（都心南部直下地震における全壊建物棟数の分布）



出典：大田区防災ハザードマップ（令和7年3月）



※大田区防災ハザードマップはこちらから

◆風水害について、多摩川と中小河川で想定される最大規模の降雨

対象	資料
多摩川の氾濫	・多摩川水系多摩川、浅川、大栗川浸水想定区域図（国土交通省、平成28年5月30日）
高潮による浸水	・東京都高潮浸水想定区域図（東京都、令和4年4月13日）
中小河川等の氾濫 (内水氾濫含む)	・城南地区河川流域浸水想定区域図（東京都、令和6年2月15日） ・野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（東京都、令和6年2月15日）

◆大田区防災ハザードマップ（多摩川の全流域で48時間に588mmの降雨があった場合）



◆大田区防災ハザードマップ（超大型の台風の接近で海面が上昇した場合）



◆大田区防災ハザードマップ(呑川、丸子川等流域で1時間に153mmの降雨があった場合)



出典：大田区防災ハザードマップ（令和7年3月）

第2章 現状と課題

1 大田区の概況

(1) 人口

大田区の総人口は、転出に対して転入が超過し、平成 26 年に 70 万人を超え、増加傾向が続いていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 3 年に転出超過となり、総人口が減少しました。令和 5 年には再び転入超過となり、令和 6 年は総人口が増加に転じました。年齢 3 区別人口の構成比では、年少人口と生産年齢人口の比率が減少傾向にある一方、高齢者人口の比率が増加傾向にあります。

(2) まち

ア 道路、公園

区内の道路は総延長 851,809m、うち区道 774,726m、都市計画道路は 107,700m のうち 53,730m (50%) が整備されています。

公園は 572 か所、面積は 308.3ha、区民一人当たりの公園面積は 4.15 m²となって います。

イ 住宅

住宅数は 451,460 戸で、世帯数を約 5 万戸 (12.6%) 上回っています。一戸建ては減少傾向で全体の 24.0%、共同住宅は 2 階建以下の低層アパートが減少し、中高層のマンションが増加傾向にあり、全体の 6 割強を占めています。^{※1}

大田区内の分譲マンションは 3,373 棟あり、そのうち区分所有法改正前 (1983 年以 前) に建築された建物が 834 棟あるとされています。^{※2}

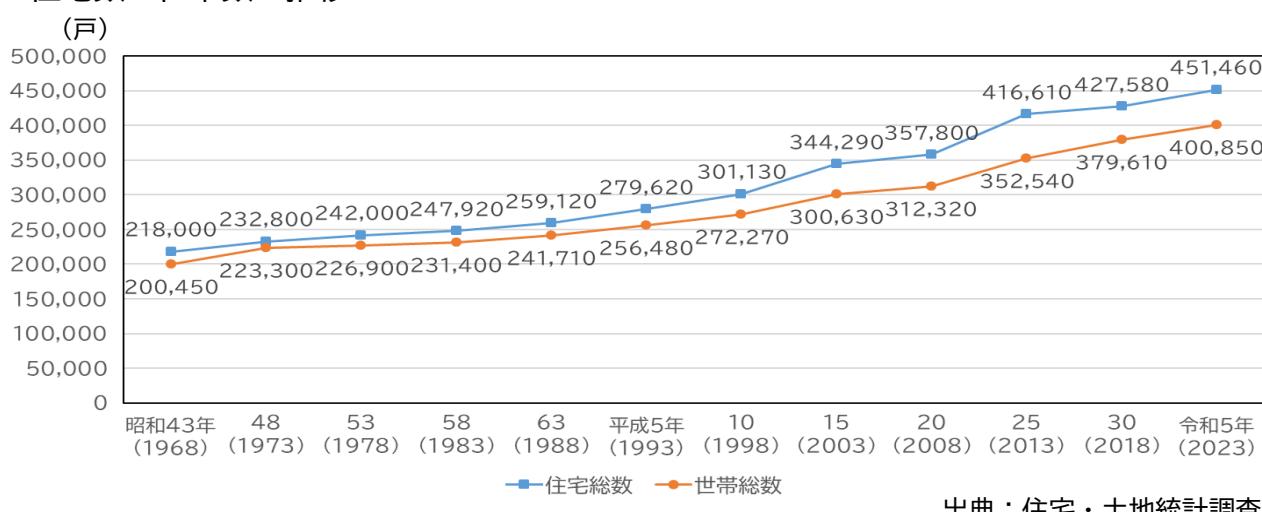
空家は 48,880 戸、空家率は 10.8% で減少傾向にあります。^{※1}

区営住宅等は、区営住宅 32 団地 1,364 戸、区民住宅 4 団地 123 戸、区営シルバーピア 13 団地 299 戸、区立シルバーピア 7 団地 103 戸となっています。

※1 「住宅・土地統計調査」(総務省統計局、令和 5 年) より

※2 「東京 マンション管理・再生促進計画」(東京都、令和 4 年 3 月改定) より

<住宅数と世帯数の推移>



出典：住宅・土地統計調査

(3) くらし

ア 福祉、医療、教育

高齢者に関する施設は、シニアステーション 10 件、老人いこいの家、区民センター・高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）21 件、地域包括支援センター23 件、軽費老人ホーム（B型）1 件、都市型軽費老人ホーム9 件、養護老人ホーム2 件、特別養護老人ホーム（区立）3 件、高齢者在宅サービスセンター（区立）5 件があります。

区立の障害者福祉施設は、障がい者総合サポートセンターやこども発達センター・わかばの家など、19 の施設があります。

区内には病院 24 件、一般診療所 633 件があります（令和7 年10 月現在）。

区立の学校としては、小学校 59 校、中学校 28 校、区外に館山さざなみ学校があり、児童・生徒数は 40,017 人（令和7 年度）となっています。

未就学児について、幼稚園は全て私立であり、従来制度幼稚園 32 園、新制度幼稚園 14 園となっており、保育園は区立が 37 園、私立が 133 園あります。

イ 文化施設

舞台芸術の鑑賞や区民による活動・発表の場となる大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森の3つの施設、大田区の歴史・伝統や縁のある芸術家・作家の足跡を保存・発信する郷土博物館、海苔の歴史と文化を伝える大森 海苔のふるさと館、旧清明文庫を活用した勝海舟記念館をはじめとする5つの記念館、及び区民の活動や交流の場となる文化センター、区民センターがあります。

ウ 大田区の地域力

大田区の基本計画では、自治会・町会、団体・NPO、事業者など、各種の地域活動が連携・協働することで、地域コミュニティの課題解決力である「地域力」を高める方向性を示しています。

大田区の地区区分は、大森地域、調布地域、蒲田地域の3地域と特別出張所が置かれている18 地区を単位としており、218 の自治会・町会があります。また、区内に主たる事務所のあるNPO 法人は 246 団体となっています。

(4) 産業

大田区は、28,000 を超える多様な産業の事業所が立地する産業都市です。特に製造業は東京 23 区最大の集積を誇り、3,584 事業所が高密度に集積し、区内産業の中核を担っています。また、東京都内最大級の商店街数を有し、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、サービス業等が集積しています。これらの産業は、大田区の雇用を含めた地域経済を支える重要な役割を果たしています。

2 区民の意識等

(1) 新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート

対象：区内在住・在勤・在学の方

標本数：2,000人

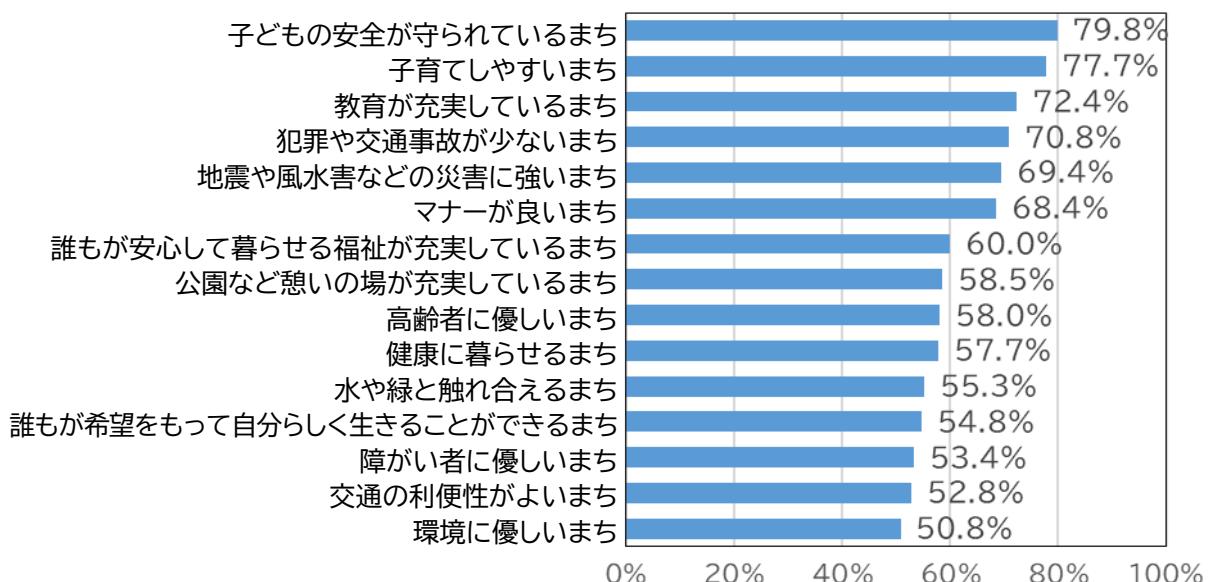
期間：令和5年7月14日から9月11日まで

回答数：小中学生：11,920件、大人（高校生以上）：5,486件 合計：17,406件

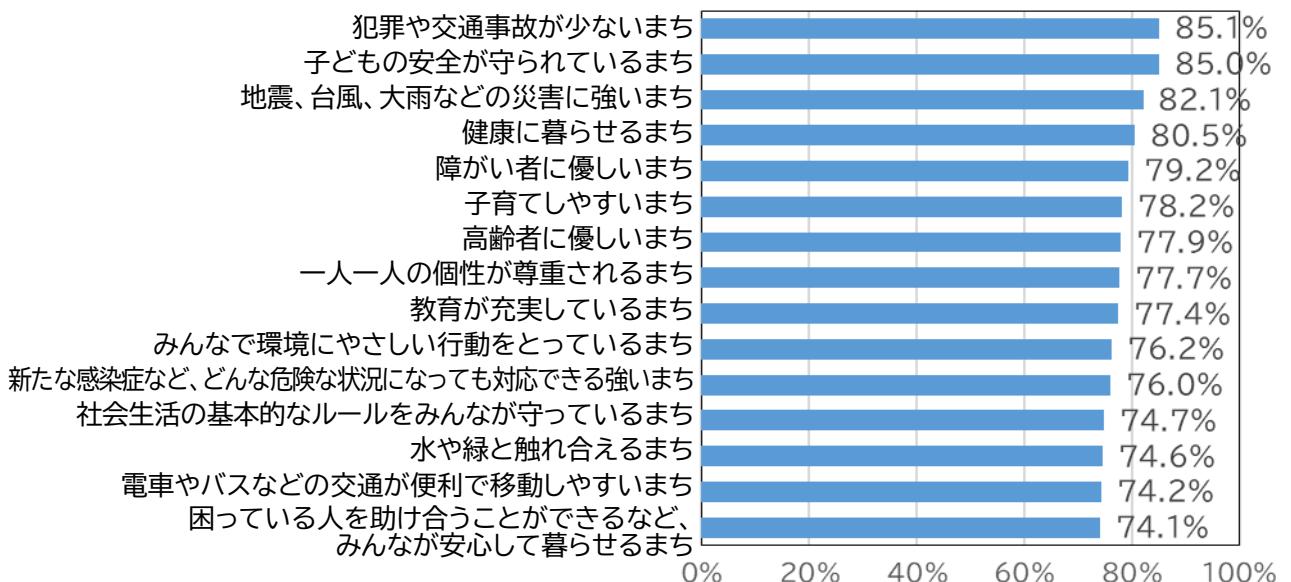
◆将来のまちの姿について

- ・「2040年ごろの大田区をどんなまちにしたいですか。」（複数選択可）について、大人では「子どもの安全が守られているまち」（79.8%）が最も多く、次いで「子育てしやすいまち」（77.7%）、「教育が充実しているまち」（72.4%）となっています。
- ・一方、小中学生では、「犯罪や交通事故が少ないまち」（85.1%）が最も多く、次いで「子どもの安全が守られているまち」（85.0%）、「地震、台風、大雨などの災害に強いまち」（82.1%）となっています。

<大人・上位15項目>



<小中学生・上位15項目>

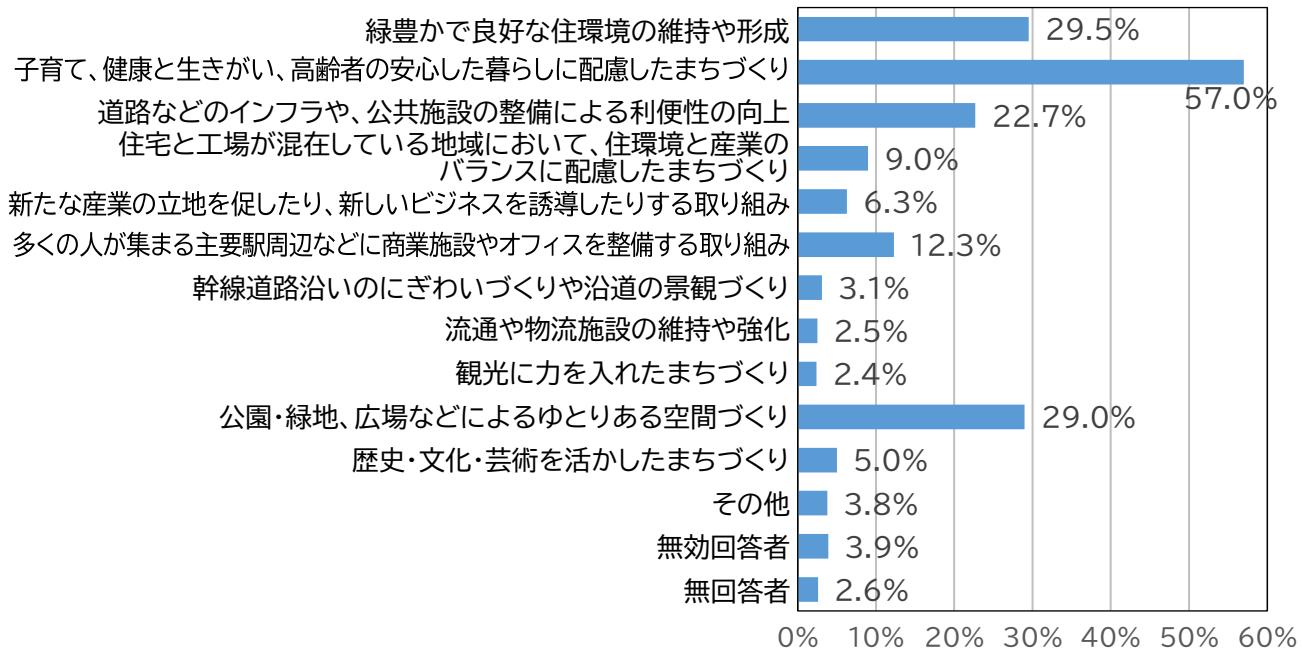


(2) 都市計画マスター プラン改定に向けたアンケート調査

対象：区内在住の満18歳以上の男女
標本数：2,000人
期間：令和元年9月11日（水）～25日（水）
回収数：765件（回収率38.3%）

◆まちづくりの方向性や将来のまちの姿について

- ・「大田区のまちづくりの方向性や将来のまちの姿について、何が重要だと思いますか。」（2つ選択）について、「子育て、健康と生きがい、高齢者の安心した暮らしに配慮したまちづくり」（57.0%）が最も多くなっています。

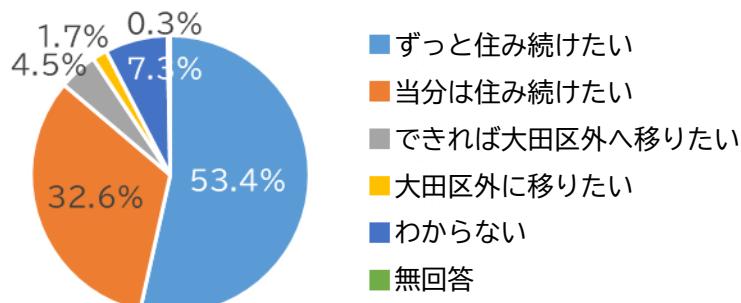


(3) 大田区政に関する世論調査

対象：区内在住の満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数：4,000人
期間：令和2年5月28日（水）～6月16日（月）
有効回収数：1,716人（有効回収率42.9%）

◆定住意向

- ・「あなたは、これからも大田区に住みたいと思いますか。」（単一回答）について、「ずっと住み続けたい」（53.4%）が5割半ばで最も高く、これに「当分は住み続けたい」（32.6%）を合わせた『定住意向（計）』（86.0%）は8割半ばとなっています。
- ・一方、「できれば大田区外へ移りたい」（4.5%）と「大田区外へ移りたい」（1.7%）を合わせた『転出意向（計）』（6.2%）は1割未満となっています。



3 復興まちづくりの課題

復興のまちづくりを進めるには、地域特性や被災状況、その時の社会経済情勢、地域のニーズを踏まえた区民等の生活再建や持続可能な市街地形成の実現が求められます。

(1) 都市復興の課題

- ア 速やかに復興に着手するため、建物や都市施設の被災状況を迅速に把握することが必要です。
- イ 強靭な市街地の形成を目指した復興の方針と計画を作成し、これらに基づく復興まちづくりを円滑に進めることができます。
- ウ 地域の意向を反映し、地域の特性を活かした復興まちづくりを進めていくためには、区民・事業者・行政の協働で取り組む体制づくりが必要です。

(2) 住宅復興の課題

- ア 発災後、早急に被災状況を把握し、住宅を失った方が一刻も早く安定した生活を送れるように、応急的な住宅を確保することが必要です。
- イ 発生する膨大な災害廃棄物は、その処理に多くの時間を要するなど、復興活動の進捗に影響を与えることから、収集・運搬や仮置場での中間処理等、最終的な処理・処分を速やかにかつ適切に行う必要があります。
- ウ 自力再建を目指す被災者の生活基盤を早期に再建するため、軽微な被害への迅速な補修支援と大規模被害への速やかな建替え支援といった、被害実態に応じた多角的な支援メニューの提供が必要です。
- エ 復興のために建設される公営住宅等の供給にあたっては、将来人口や利用者の高齢化等の影響を考慮し、数年後の利活用を見据える必要があります。
- オ 被災者が安心して暮らせるよう、避難所から応急的な住宅、さらには恒久的な住宅へ移る全ての過程において、コミュニティの分断や孤立を防ぎ、維持・再生ができるよう段階的かつきめ細やかな支援が必要です。

(3) 生活復興の課題

- ア ライフライン及び交通機能等の早期復旧を図り、早期に生活の支障を取り除く必要があります。
- イ 発災後、早急に被災状況を把握し、医療や福祉、教育等の区民の暮らしを支える各種機能を回復することが必要です。
- ウ 復旧・復興時においては、高齢者等が支援制度を十分に活用できない状況が想定されるため、自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組めるよう、きめ細やかな支援が必要です。

(4) 産業復興の課題

- ア 中小企業の資金調達や一時的な事業スペースの確保、取引等のあっせん等、速やかな自力による事業再開を支援することが必要です。
- イ 事業者が雇用を維持できる、やむを得ず離職した方が速やかに就業できるように支援することが必要です。
- ウ 暮らしと地域経済への影響を考慮しながら、観光の視点から災害の教訓や大田区の良さを発信する等、中長期的に復興の機運を高めていくことが必要です。

(5) 復興の体制等に係る課題

- ア 復興のためには、被災者である区民と行政が協力し、更にNPO、ボランティア、専門家、企業などの広範な人々や団体が、協働で取り組みを進めることが必要です。
- イ 区の復興体制及び区民・関係団体等との協働の場においては、男女共同参画の視点を持ち、性別を問わず全ての職員や関係者が持つ専門性や知見を最大限に活用できる環境を整備する必要があります。
- ウ 生活の再建については、被災者一人ひとりに寄り添った支援が必要であり、様々な分野の取り組みが関わることから、区内部の連携を密にすることが必要です。また、広域的な復興課題に対応するには、都や関係する自治体との連携も強化する必要があります。
- エ 震災後は、優先度の高い通常業務や応急対策業務、復興に係る業務と多様な業務が発生し、また、特定の部門や職種に事務が集中するため、人的資源の確保・調整に取り組む必要があります。
- オ 迅速でより良い復興を実現するため、総合的かつ長期的な視野に立ち、地域全体の意見を踏まえたボトムアップ型の計画を作成する必要があります。

コラム

生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動

令和6年能登半島地震では、避難生活の長期化・多様化により災害関連死や孤立孤独のリスクが高まったほか、長期にわたる支援活動により、行政や市民活動団体（NPO）等のマンパワーが不足し、被災地のみならず幅広い地域からの支援・応援が求められていました。また、甚大な被害のため、継続的なボランティア・被災者支援が求められる状況となりました。

東京都生活文化スポーツ局と東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）は、一般社団法人災害協働サポート東京（CS-Tokyo）と協働し、被災者支援に関する情報発信のほか、生活・コミュニティ再建等を支えるボランティア活動などの取組を約半年にわたり実施しました。

その活動の一つとして、被災地での支え合いの場づくり（サロン活動）を被災市町の行政や災害ボランティアセンター、地域団体、支援活動を行う団体等と連携して取り組みました。なお、地元の様々な団体とともに取り組むことで、継続的な取組につなげていきました。

サロン活動は、度重なる転居や避難先での傷つく経験をされた方々の心の支えとなる役割を担っています。地元のことを気兼ねなく話せる場を提供し、震災後の気苦労をいたわり合える「仲間づくり」の場として機能しています。また、避難生活を見守る中で、生活上の不便や課題を発見し、解決を図るとともに、孤立防止や引きこもり防止に貢献しています。



サロン活動の様子

出典・参考：令和6年能登半島地震東京 能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ報告書
(東京都/東京ボランティア・市民活動センター/災害協働サポート東京、R6.10)

コラム

被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスの支援

●災害ボランティアセンターの設置

区は、(社福)大田区社会福祉協議会、(一社)地域パートナーシップ支援センターとの三者協定に基づき「災害ボランティアセンター」を設置します。災害ボランティアセンターは、災害時に被災地域でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。ボランティアの申し込みを受け付け、被災者の要望とボランティアの調整を行います。

<災害ボランティアの活動>

大規模な災害が発生した際に、被災地で居住環境の確保に必要ながれきの撤去・分別、泥出し、清掃・片付けなど、被災者に寄り添った支援活動を行います。

<大田区災害ボランティア登録制度>

事前に災害ボランティア登録をされた方へ、区内で災害が起きたときに、ボランティアとして参集を案内しています。また、活動を学べる講座や訓練の案内も行っています。



ボランティア活動の様子

写真：(社福)大田区社会福祉協議会

●災害ケースマネジメント

支援メニューを用意し、申請に基づき当該支援を提供するという従来の被災者支援の手法では必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあるから、近年では、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する「災害ケースマネジメント」が実施されています。

その効果の一つとして、災害関連死の防止が挙げられます。

災害関連死は、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいうとされています。東日本大震災における「震災関連死」は、令和4年3月31日時点で3,789人にも上るとされます。また、熊本地震においては、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」は令和3年3月末時点で218人とされており、死者全体273人の約8割を占めています。

アウトリーチにより被災者の状況を積極的に把握することで、高齢者、障害者（児）、生活困窮者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことができます。

出典・参考：災害ケースマネジメント実施の手引き（内閣府、R5.3）

【熊本地震における震災関連死の概況（R3.3末時点）】

項目	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年内	1年以上	合計
人数	53人	71人	53人	27人	9人	5人	218人
割合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	100.0%

出典：「震災関連死の概況について」（熊本災害デジタルアーカイブ）より抜粋

第3章 基本理念

1 復興の理念

大規模災害により複合的・広域的な被害が生じ、多くの課題が明らかになることが考えられます。復興に際しては、過去の計画等にとらわれることなく、柔軟な発想に基づき、明らかになった諸課題に対処していくことが極めて重要です。

そのため基本構想における将来像を踏まえながら、以下の3つを復興の理念として掲げ、復興を力強く推進していきます。

- (1) 被災者の自立・共助を基本として区民生活を早期再建するために必要な公的支援を行う。
- (2) 平時から災害に強い都市づくりと生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (3) 区民とのパートナーシップに基づく連携・協働と、国、都、隣接市区等との広域的な連携・協力による復興を進める。

2 復興の基本目標

本ビジョンは、「大田区基本構想」(令和6年3月)で掲げている以下の基本目標に基づき、復興を推進します。

基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

基本目標2 文化を伝え育み、誰もが笑顔でいきいきくらすまち

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

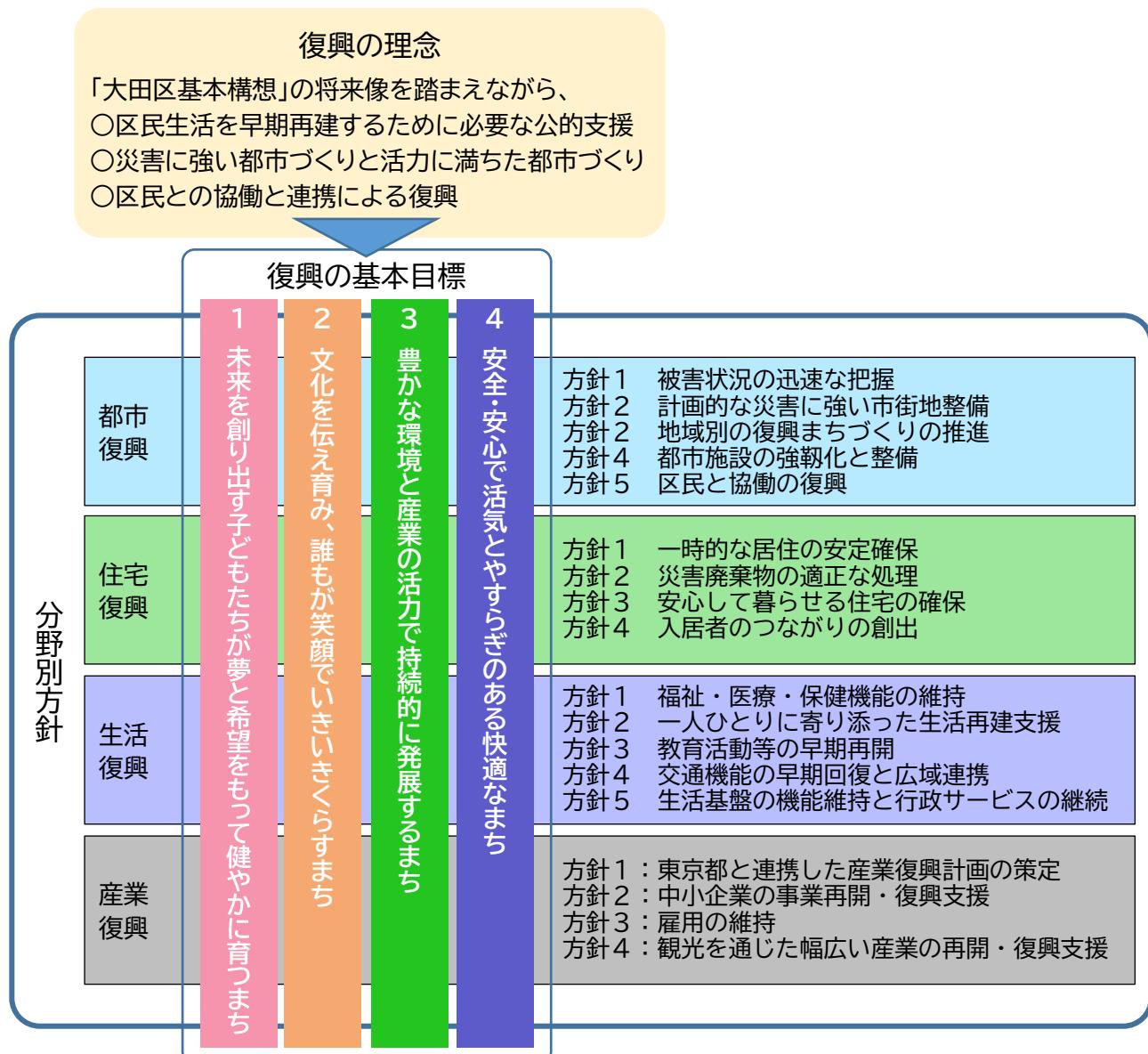
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

第4章 基本的な考え方

復興の基本目標を具体的に実現していくため、地震や風水害、大規模事故、火山噴火など、あらゆる大規模災害に共通して必要となる復興の基本的な取り組みの方向性を、4つの分野（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）について示します。

なお、災害の種別や被害の程度により、具体的な復興の進め方や優先順位は大きく変化することが想定されます。そのため、本ビジョンで定める方針は、発災後の復興方針・復興計画の策定にあたり、実際の被害状況に応じて柔軟に活用される上位の指針と位置づけます。

◆災害復興方針の体系



第5章 分野別方針

復興の目標を効果的に実現するため、災害復興本部体制のもと、4つの分野（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）を緊密に連携させ、以下に示す分野別方針に基づき、総合的に復興を推進します。

1 都市復興

地域の被害状況に応じて都市基盤の向上を図るとともに、地域住民との協働により被災を繰り返さない良好な市街地の形成を図ります。

方針1 被害状況の迅速な把握

計画的な復興を進めるための基礎となる建物や道路等の都市基盤に関する被害状況について、東京都と連携して速やかに把握します。

方針2 計画的な災害に強い市街地整備

被害状況や地域の特性、既定計画における位置付け等を踏まえて市街地復興の対象区域を設定し、都市復興に関する基本的な方針を示します。

再び同じような被害を受けない災害に強い市街地の形成を図るため、大田区全体の復興まちづくり計画を策定します。

方針3 地域別の復興まちづくりの推進

主に被害が大きな地区では必要な建築制限を行います。その上で、延焼火災が発生した地域や延焼リスクの高い地域における燃えにくいまちづくり、及び浸水した地域や浸水リスクの高い地域における水害に備えた高台まちづくりを検討する等、地域別の復興まちづくりを推進します。

なお、復興まちづくりの実現には時間要することから、時限的市街地※の設置についても検討します。

※ 時限的市街地とは、被災地のうち市街地復興の対象区域において、本格的な復興まで、区域内の権利者の生活を支える場として、被災宅地等を活用し、周辺との連携も考慮して、仮設により住宅、店舗、事務所、集会所、被災者支援拠点等の確保や残存する建築物等によって構成される市街地です。

方針4 都市施設の強靭化と整備

ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の早期確保と設備の防災対策の強化を図ります。また、避難や災害時の活動に必要な機能を維持できるよう、避難路や物資運搬路、避難所となる公園等の都市施設の強靭化を計画的に推進します。

方針5 区民と協働の復興

地域の特性を活かした住み続けられるまちを形成するため、地域住民等との協働による復興まちづくりを進めます。

2 住宅復興

応急的な住宅の確保を最優先に、被災者の早急な生活再建を支援します。あわせて、恒久的な住まいは自力再建支援を基本に確保し、応急・恒久双方でのコミュニティ形成支援により、持続可能な居住環境の創出を図ります。

方針1 一時的な居住の安定確保

家屋の被害状況を踏まえて必要量を想定し、東京都と連携して居住可能な住宅の修理や民間賃貸住宅の借上げ、建設型応急住宅等により、応急的な住宅等の確保を図ります。

方針2 災害廃棄物の速やかな処理

倒壊建物の解体・撤去の申請の受付や仮置き場の確保、中間処理・再利用・最終処分など災害廃棄物を速やかな処理を進めます。

方針3 安心して暮らせる住宅の確保

被災者のニーズや将来の人口動向等を踏まえて住宅復興計画を策定し、自力再建の支援を基本として、専門家等と連携しながら、マンション等の建替えや補修、一人ひとりに寄り添った住宅再建の支援、復興公営住宅の整備等、恒久的な住宅の確保を図ります。

方針4：入居者のつながりの創出

避難所生活から生じる相互のつながりを継続・発展させつつ、建設型・賃貸型応急住宅や災害公営住宅での新たなコミュニティ形成を支援し、これまでの地域コミュニティとの調和を図ることで、（被災者の生活再建を支え、）持続可能な居住環境と強固な人間関係の基盤を創出します。

3 生活復興

被災者のくらしを震災前の状態に一日も早く戻し、その安定を図るため、福祉、医療、教育、及び、道路・交通機能の早期回復を総合的に展開します。あわせて、地域での安全・保健衛生環境を確保し、被災者の一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援に取り組みます。

方針1 福祉・医療・保健機能の維持

被災者生活実態調査等の調査を踏まえ、福祉施設や医療機関等の施設機能の早期回復と災害救助法に基づく支援を迅速に進めます。また、福祉サービスの継続及び感染症対策等を含む保健衛生の確保に取り組み、被災者の健康及び生活安定を図ります。

方針2 一人ひとりに寄り添った生活再建支援

被災者の一人ひとりの状況を把握し、生活にかかる多様な課題に対して、専門的な能力をもつ関係者と連携して対応することで、被災者の主体的な自立・生活再建のプ

□セスを継続的に支援していきます。

方針3 教育活動等の早期再開

区立学校については、施設の安全を確保し、児童・生徒の状況を把握して災害救助法に基づく支援を進め、学校生活への復帰を支援しながら授業を再開します。私立専修学校・各種学校については再建状況を踏まえ、支援策を検討します。

文化・社会教育施設は被害状況を踏まえて復旧方法や優先順位を検討して再建を進めるほか、収蔵品の適切な管理や文化財の復旧・復興を支援します。

方針4 交通機能の早期回復と広域連携

道路の機能回復とともに、地域内・地域間の移動手段確保のため、事業者等と連携して交通機能の早期回復を図ります。また、国及び東京都と連携して、広域的な復興支援活動の円滑化に向け、羽田空港へのアクセス機能早期回復を図ります。

方針5 生活基盤の機能維持と行政サービスの継続

防犯パトロール等による防犯活動や、ごみの適切な処理体制整備と運搬、り災証明書の発行といった生活機能の維持を図ります。

4 産業復興

産業の早期再開に向けた迅速な支援を実施するとともに、復興を通じて産業基盤の強靭化と魅力の向上を図り、将来的な更なる発展を目指します。

方針1 東京都と連携した産業復興計画の策定

東京都が策定する産業復興計画で示される産業振興の方向性や、合わせて検討される産業活動の活性化策や支援措置に対して、被害・復旧状況を踏まえて調整を図ります。

方針2 中小企業の事業再開・復興支援

中小企業の速やかな事業再開・復興支援を図るため、東京都と連携して被害・復旧状況を把握し、再建までの一時的な事業スペースの確保や金融支援、新たな支援制度の検討・創設を進めます。

方針3 雇用の維持

東京都と連携して雇用状況を把握し、必要に応じて支援策の立案・実施や周知を行い雇用の維持を図るほか、臨時職員※の採用の検討や職業訓練施設の入校者募集により離職者の円滑な再就職の促進を図ります。

※ 臨時職員とは、復興事業への対応、被災離職者の雇用機会確保等、震災発生に起因する事情で雇用する必要が生じた会計年度任用職員の職を指します。

方針4 観光を通じた幅広い産業の再開・復興支援

観光に係る幅広い業種の活性化を図るため、東京都と連携して被害・復旧状況を把握し、新たな支援策の立案・実施を行います。また、キャンペーン等の情報発信により都市イメージを回復し、観光客等の誘致へつなげることで復興の促進を図ります。

(仮称) 大田区災害復興ビジョン (素案)

発行 令和〇年〇月 大田区 企画経営部 企画課
〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
TEL : 03-5744-1735 FAX : 03-5744-1502